

第 1 回相談部会

事務局：定刻より少々早うございますが、皆さんおそろいになっておりますので、ただいまから令和 2 年度第 1 回福岡市障がい者差別解消推進会議相談部会を開催いたします。よろしく願いいたします。

今年度初めての会議でございますので、まず出席委員、それから事務局の紹介のほうをさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(委員紹介)

なお、先ほども申し伝えましたが、委員総数 15 名のところ、13 名の方がご出席となっております。また、本会議は原則非公開となっておりますのでよろしくお願いいたします。

次に資料の確認をさせていただきます。本日配布資料として机の上に置いておりますのが、会議次第、座席表、相談部会委員名簿、それから資料 1「令和元年度相談対応の実績状況報告書」、右肩に資料 2 と書いております「福岡市障がい者差別解消推進会議への事例報告について」、同じく資料 3 でございますが「福岡市障がい者差別解消推進会議の事例報告について(案)」というふうになっております。また、事前にお配りした資料は相談部会相談事例報告書になっております。

資料が届いていない方、もしくは資料がない方はいらっしゃいますでしょうか。事前にお配りした資料も皆さまお持ちでいらっしゃいますか。

それでは本日の会議次第についてご説明いたします。お手元の会議次第をご覧ください。議事として「相談案件の報告・検討」、それから「推進会議への事例報告について」を行います。そのあと意見交換を行います。

それではこれより先の会議進行につきましては、部会長にお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願いいたします。

部会長：それでは早速、議事の 1 番目、「相談案件の報告・検討」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは事前にお配りしておりました「令和 2 年度第 1 回福岡市障がい者差別解消推進会議相談部会相談事例報告書」のほうをご覧ください。

まず、この様式の前回からの変更点についてご説明したいと思います。資料下側の③になりますが、これまで左側に「相談分類」とか「相談方法」とかそれぞれの区分がございませんでしたので、この区分を追加しております。

それから、新規の隣に「対応回数」とございます。こちらにつきましては令和 2 年 2 月～5 月の間に、それ以前の新規の案件も含めて相談対応をした回数を、今回新たに表示をさせていただいております。

それから報告書の中で「性別」、こちらもこれまでではございませんでしたが、新たに追加をさせていただいております。

それから真ん中の一番下、「差別区分」というふうに今回は表示させていただいておりますが、これまで「主訴区分」ということで相談された方が訴えられる内容を分類化していたんですけれども、今回はご相談を受けて相談対応を行う中で、最終的にその結果、ご

本人の訴えとしては不当な差別取り扱いだったけど、聞いてみたら合理的配慮の不提供だったというような、調査結果のほうでまとめ直しております。

それから一番右下、「今後必要な取り組み（案）」というものを今回新たに追加しております。これは相談対応を行った中で、それぞれの相談対応の結果としてこういったことが必要なんじゃないかということで、今回、案としてまとめさせていただいたものでございます。

これはあくまで今のところの案でございますので、各委員の皆さまに内容をご覧いただいて、ほかの項目もあるんじゃないかとか、あるいは全く別の、ここに7つ分類をしていますけれども、もっとほかの分類があってもいいんじゃないかなど、いろいろご意見をいただきながら、この辺の分類化を図っていきたいというふうな形で今回資料を追加しております。

なお、この今後必要な取り組み（案）は、1つの相談事例に対しまして複数計上しているものもございますので、新規の相談件数としては14件なんですけれども、必ずしもこの相談件数とは一致はいたしません。

それから①に戻っていただきまして、新規相談件数についてご説明をさせていただきます。今回この相談事例報告書に挙げさせていただいておりますのは令和元年度分ということで、令和2年2月・3月分と、令和2年度分ということで令和2年4月・5月分でございます。新規の件数は合計しますと14件になります。

それから②のほうをご覧ください。新規相談件数の分野と障がい種別との関係ということでございまして、「教育・療育ならび保育」の分野で新規3件、「雇用」で2件、「建物・公共交通機関」で2件、「情報の提供および意思表示の受領」が4件、「その他」3件で、合計14件というふうになっております。

また、障がい種別ごとに見ますと、「身体」が7件、「精神」が3件、「難病」が4件というふうになっております。

それから差別区分でございまして、新規の相談件数14件中、「不当な差別的取り扱い」が1件、それから「合理的配慮の不提供」が8件というふうになっております。以下、ご覧のとおりとなっております。

それから相談対応でございまして、14件中、「ヒアリングのみ」だったのが1件、必要な説明情報の提供ということで、「説明・情報の提供」が5件、「関係機関の紹介」が1件、「その他必要な支援」が4件で、合計が10件。それから「個別の調整またはあっせん」が3件で、合計14件となっております。

なお、この間で継続案件も含めて対応している対応回数といたしましては、障がい種別ごとに見ると新規は0になっているんですが、「発達障がい」が10件とか、「難病」が新規4件に対して対応回数が26件とか、そういったところが多くございました。

----- (以降非公開) -----